

産業廃棄物処理計画書

2025年6月27日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市中区鶴見町4-25

氏名 株式会社増岡組広島本店

取締役副社長本店長 迫 清孝

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-504-5050

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社増岡組広島本店
事業場の所在地	広島県広島市中区鶴見町4-25
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	【D06】総合工事業
②事業の規模	元請完工高 17,222百万円（令和6年9月）
③従業員数	179名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和6年度)実績量
計画:今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

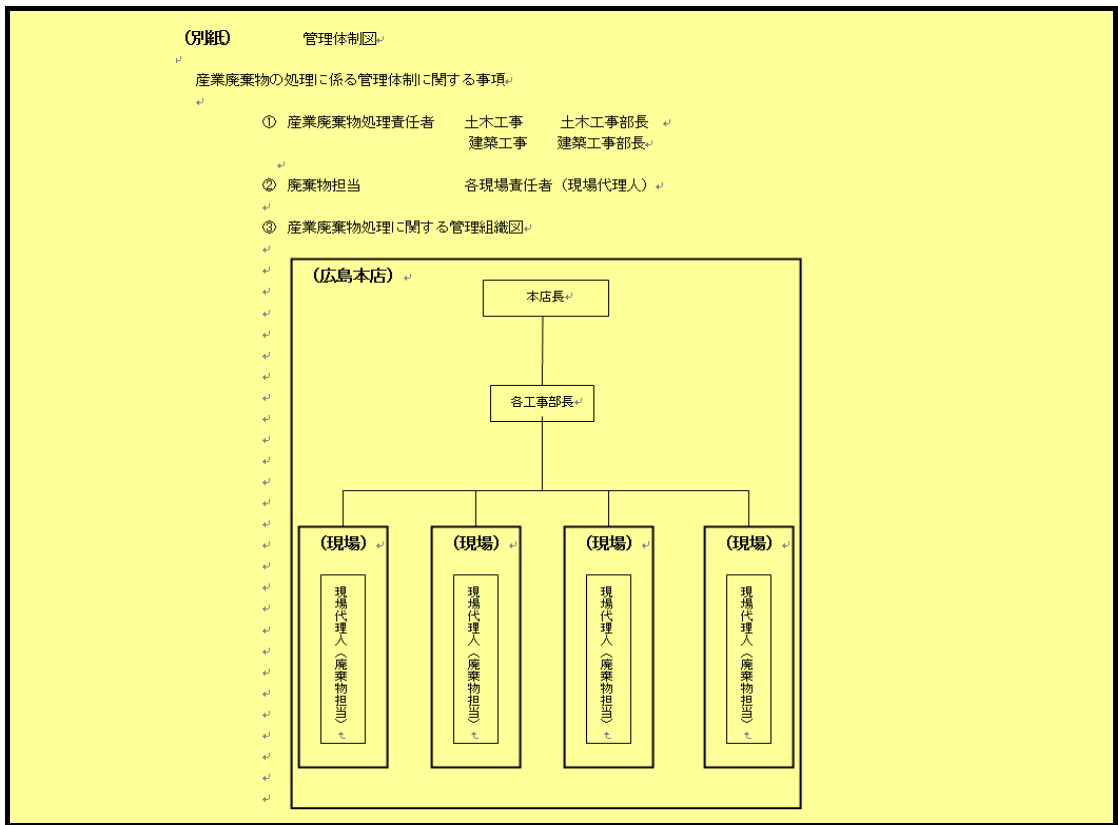
産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	2470	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	2470	2000	2470	2000	2470	2000	0	0	0	0
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ	0.525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.525	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	374.055	250	0	0	0	0	0	0	0	0	374.055	250	21.835	50	371.255	250	0	0	0	0
紙くず	53.735	50	0	0	0	0	0	0	0	0	53.735	50	0	20	53.735	50	0	0	0	0
木くず	462.893	400	0	0	0	0	0	0	0	0	462.893	400	327.278	300	462.893	400	0	0	0	0
繊維くず	0.132	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.132	0.1	0.036	0.1	0.132	0.1	0	0	0	0
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	189.202	100	0	0	0	0	0	0	0	0	189.202	100	9.754	30	189.202	100	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	75.15	50	0	0	0	0	0	0	0	0	75.15	50	68	30	75.15	50	0	0	0	0
鉱さい																				
がれき類	4622.056	3500	0	0	0	0	0	0	0	0	4622.056	3500	1139.72	2000	4539.836	3500	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	232.93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	232.93	0	20.53	0	232.93	0	0	0	0	0
石棉含有産業廃棄物	7.585	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.585	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設混合廃棄物	8.84	10	0	0	0	0	0	0	0	0	8.84	10	6.76	5	8.84	10	0	0	0	0
廃石棉等	6.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8504.003	6360.1	0	0	0	0	0	0	0	0	8504.003	6360.1	4063.913	4435.1	8403.973	6360.1	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>必要量以上の取壊し作業等を抑制し、産業廃棄物量の抑制を図る。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後もこれまで同様の抑制に関する取組を行う。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチック等各現場にて種類毎に分別。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>今後もこれまでと同様の取組を行う。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する予定はない。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する予定はない。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。 また、優良認定処理業者への委託も検討する。

産業廃棄物の一連の処理の工程

